

平成21年度 湯川村木造住宅耐震診断者派遣事業募集のお知らせ

我が家は「地震」に大丈夫！？

日本列島は地震が多く、人々に甚大な被害をもたらして来ました。最近では阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等多数の建築物に被害が生じ、多くの死傷者がでました。昨年には、岩手・宮城内陸地震により尊い生命が奪われています。また、中国での四川大地震の報道により、大地震の怖さが身にしみて感じられました。

最近の大地震では現在の耐震規定を満たさない、工事着手が昭和56年以前の耐震基準による建築物に特に大きな被害が見受けられます。国の地震予知連絡会では福島県東部・宮城県東部地域を特定観測地域に指定して観測を強めており、また、地震調査研究推進本部では宮城県沖地震が今後30年以内に99%の確率でマグニチュード8前後の地震発生の可能性があるとされており、警戒が必要です。

県内にも過去に大きな被害をもたらした地震の原因と考えられる活断層が複数存在しております。特に、会津盆地西縁断層帯が本村の西に隣接する会津坂下町を南北に縦断しており、最大で震度6強の強い地震の発生が予想されております。

地震対策の第1ステップが耐震診断です！

この数年の大地震を機に、いざという時の備え・対策を検討されている方も多いことでしょう。なかでも自分の住宅が地震に耐えることができるかどうかを確認することは、生命・財産を守るいう上でも大変重要なことです。耐震性能が基準を満たさない場合どのような耐震改修工事を行うかの判断とされるためにも、木造住宅の耐震診断をおすすめします。

『湯川村木造住宅耐震診断者派遣事業』を実施しています。

地震に強い安全な村づくりを目指して、一定条件を満たす戸建木造住宅を対象に、国と県の支援を受けて耐震診断者（耐震診断を行う建築士等）を村が派遣する事業です。

湯川村木造住宅耐震診断者派遣事業の申込方法・募集について

対象となる建築物及び所有者

診断の対象となるのは、次の条件をすべて満たす住宅となります。また、申込みができるのは、建物の所有者の方となります。

所有者が現在入居している住宅

昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅

在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅

村税を滞納していない方

申込者の自己負担金

診断費用の消費税相当額分

費用は耐震診断を実施後に診断者へ直接お支払いいただきます。

・おおよその自己負担額は、住宅の延床面積によって次のとおりとなります。

延床面積	120㎡未満	120㎡以上200㎡未満	200㎡以上
図面あり	5,000円	5,000円	6,000円
図面なし	6,000円	6,000円	7,000円

申込方法及び必要書類

湯川村木造住宅耐震診断者派遣申込書（建設係に用意してあります）

納税証明書 付近見取図 住宅平面図

昭和56年5月31日以前の着工を証明する資料又は図面付確認申請書

申込受付 6月30日(火)まで

受付場所 産業建設課建設係

お問い合わせ

産業建設課建設係までお問い合わせください。 ☎ 27 - 8850

